

サードエイジを素敵に生きる **100**  
**ManuHundred**   
 マニユハンドレッド



ご契約の検討・申し込みの際の重要な事項は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

また、「ご契約のしおり/約款/特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識についてご説明しています。ご契約の際には必ず、ご一読のうえ大切に保存してください。

〈「ご契約のしおり/約款/特別勘定のしおり」記載事項の例〉

- クーリング・オフ(お申込みの撤回・ご契約の解除)制度について
- 告知義務について
- 保険会社の責任開始期について
- 給付金などをお支払いできない場合について
- 特別勘定および資産運用について
- 積立金について
- 諸費用について
- 解約および一部解約について

くわしくは、変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

日興コーディアル証券株式会社の担当者(生命保険募集人)は、お客様とマニユライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。変額個人年金保険(年金原資保証監型)の取り扱いは、生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取り扱いを行うことができます。日興コーディアル証券株式会社は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。なお、お客様が募集人の権限等および変額保険販売資格に関しまして、確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。照会先: マニユライフ生命 電話: 042-489-8112 お問い合わせ時間: 月~金 9:00~17:00 (祝日および12月30日~1月3日は休業させていただきます。)

[募集代理店]

[引受保険会社]

**マニユライフ生命保険株式会社**

変額年金カスタマーセンター/0120-925-008  
 受付時間/月~金曜日 9時~17時  
 (祝日および12月30日~1月3日は休業とさせていただきます。)  
 ホームページ/<http://www.manulife.co.jp/>

「マニユハンドレッドGW」は、特別勘定の運用実績に基づいて、  
 将来の年金額、解約返戻金額および死亡給付金額等が変動する生命保険商品です。

平成20年8月改訂

変額個人年金保険(年金原資保証監型)



私たちはお約束します。

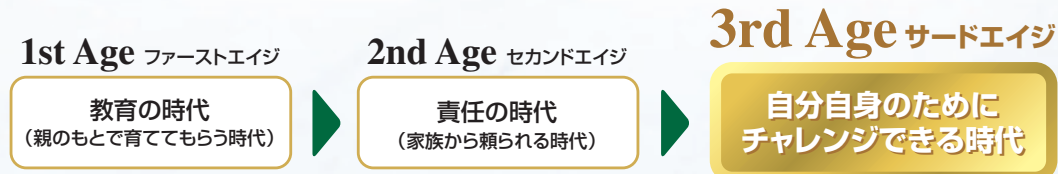
「ManuHundred GW」を通じ、  
お客様お一人お一人の資産形成を  
しっかりサポートし、  
お客様の信頼に、  
100%の力でお応えしていくことを。

サードエイジを素敵に生きる  
**ManuHundred** GW  
マニユハンドレッド

# 自分のための、自分らしい 「サードエイジ」を描きたい。

もしも将来、ご自分の職業やポジションを離れ、自由な時間を手に入れたとしたら、  
あなたは何をお始めになりますか？  
趣味にうちこむ。ご夫婦での時間を楽しむ。新しい事業を起こす。あるいは長年の夢を実現する。  
そういった、あなたが「本当にしたいこと」ができる時期。それがサードエイジです。  
自分自身のためにスタートする新たなライフステージ。  
あなたが主役のアクティブなサードエイジの実現に向けて、  
「今」からしっかり準備しておくことが大切です。

「サードエイジ」とは、さまざまなしがらみから解放され、より主体的に、  
主役として社会に関わっていくような方々に対する敬意をこめた尊称です。



### ▲運用リスクについて

変額個人年金保険(年金原資保証Ⅱ型)の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額、将来の年金額などの増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額(一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等のお受け取りになる金額の合計額)が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者に帰属します。

### ▲本商品にかかる費用について

●特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用  
特別勘定での運用期間中は、毎日、次の費用(各年率に1/365を乗じた金額)を各特別勘定の積立金から控除します。

特別勘定名	GWバランス2	GWバランス3	GWバランス4	GWバランス5	GWバランス6
保険関係費	特別勘定の資産総額に対し				
	年率 <b>2.22%</b>	年率 <b>2.25%</b>	年率 <b>2.32%</b>	年率 <b>2.35%</b>	年率 <b>2.36%</b>
運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し(信託報酬*)				
	年率 <b>1.176%</b> (税抜:年率1.12%)	年率 <b>1.302%</b> (税抜:年率1.24%)	年率 <b>1.449%</b> (税抜:年率1.38%)	年率 <b>1.617%</b> (税抜:年率1.54%)	年率 <b>1.7115%</b> (税抜:年率1.63%)

\* 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに、この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用など)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

●特定のご契約者にご負担いただく費用/スイッチング時に移転元の積立金から控除します。

**スイッチング手数料** 年間12回を超えるスイッチングに対して1回につき2,500円

●年金(遺族年金)受取期間中にご負担いただく費用/年金支払日に責任準備金から控除します。

**年金管理費** 年金額に対し1%

●解約・一部解約の際にご負担いただく費用/解約・一部解約時に積立金から控除します。

**解約控除** 解約計算基準日のご契約日から7年以内の場合、基本保険金額(解約に相当する部分)に対し経過年数に応じて7%~1%

$$\text{解約控除額} = \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率}$$

解約控除率 (解約に相当する部分)

ご契約日からの経過年数	1年以内*	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内
<b>解約控除率</b>	<b>7%</b>	<b>6%</b>	<b>5%</b>	<b>4%</b>	<b>3%</b>	<b>2%</b>	<b>1%</b>

\*1年以内とは、特別勘定繰入日以降、ご契約日から1年後の契約当日の前日までのことです。

# 資産形成の第一歩は、 信頼できる パートナーを持つこと。

あなたが思い描いたアクティブなサードエイジを  
実現するためには、目標をしっかりと見据えた  
資産形成が欠かせません。

そして、より積極的な資産形成において大切なことは、  
信頼できるプロフェッショナルなノウハウを  
上手に活用することだと私たちは考えます。

あなたの資産形成を、末永くさまざまな角度からサポートしてくれる、  
そんな頼りになるパートナーが必要ではありませんか。

**マニユライフ生命の保険財務力格付けは、  
最高位の「AAA」**



# 100 ManuHundred GW

マニユハンドレッド

## 真剣に資産形成のことを 考えるあなたへ、 マニユライフ生命からのご提案です。

アクティブにサードエイジを過ごしたいと考える  
多くの方々を応援するために、マニユライフ生命のノウハウを  
結集して創りあげた「マニユハンドレッドGW」。  
真剣に資産形成を考えていただける  
あなたのための変額個人年金保険です。



格付け会社:スタンダード&プアーズ(S&P)社(平成20年7月末現在)

保険財務力格付けは、保険会社の保険金を支払う能力に対する格付け会社の意見であり、将来的に変化することがあります。格付けは、保険会社の財務力を保証するものでも、その保険会社を推奨するものでもありません。最新の格付け情報については、スタンダード&プアーズ社のウェブサイト([www.standardandpoors.co.jp](http://www.standardandpoors.co.jp))をご覧ください。



# ワンランク上を目指す変額個人年金保険です。

運用実績によって積立金額や解約返戻金額などが変動(増減)します。

運用期間中の積立金は特別勘定で運用されますので、積立金額・年金額・解約返戻金額などが運用実績により増減します。

※年金支払開始日以降は、一般勘定で管理されます。

あなたの投資スタイルにあわせて5つの特別勘定から選択できます。

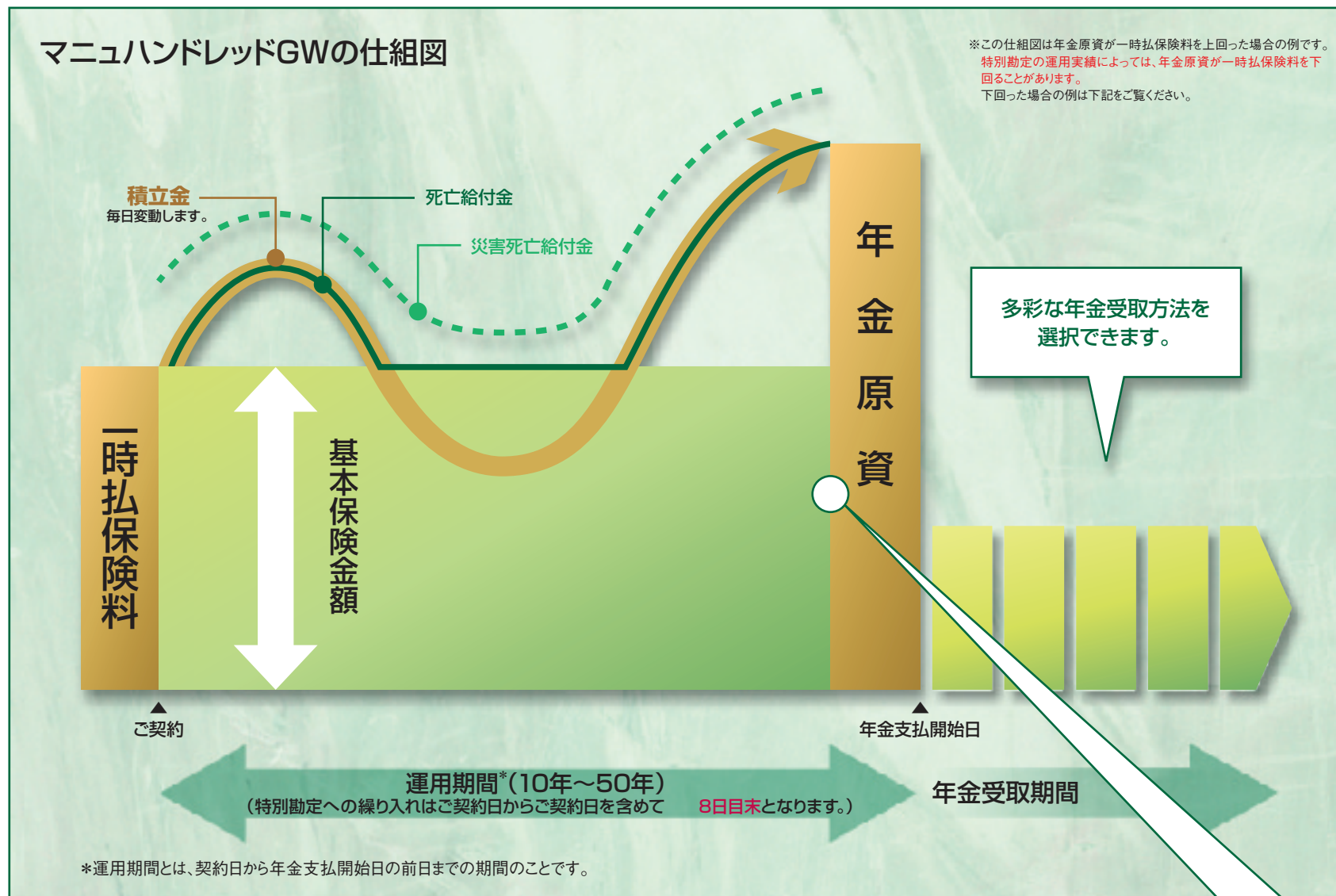
プロフェッショナルなノウハウに基づき、世界各国の株式・債券に分散投資された5つの特別勘定をご用意しました。あなたのリスク許容度に応じて、効率的に資産配分された特別勘定を手軽にご活用いただけます。

**ご注意事項**

●特別勘定での運用期間中は、保険関係費と運用関係費を控除します。

特別勘定の種類				
GW バランス2	GW バランス3	GW バランス4	GW バランス5	GW バランス6

..... > 11~16ページをご覧ください。



万一の場合の死亡保障は、基本保険金額の100%が最低保証されます。

運用期間中に被保険者が死亡されたときは、死亡給付金として、死亡日における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額をお支払いします。

不慮の事故などにより死亡されたときは、災害死亡給付金として、死亡給付金相当額と死亡日における積立金額の20%の合計額をお支払いします。

※ご契約日から特別勘定への繰り入れの前日までの期間の死亡給付金額は基本保険金額相当額、災害死亡給付金額は基本保険金額の120%相当額となります。

# 100%

死亡給付金保証

安心の  
2つの  
保証

## マニュハンドレッドGWなら、資産の活用方法も多彩です。

▶ ライフスタイルにあわせて、年金受取方法を選択できます。 ... > 8ページをご覧ください。

▶ 毎年、解約控除なしで積立金の引き出しができます。 ... > 9,10ページをご覧ください。

**ご注意事項**

●ご契約日から経過年数7年以内に積立金の10%を超える引き出しを行う場合は、解約控除の対象となります。

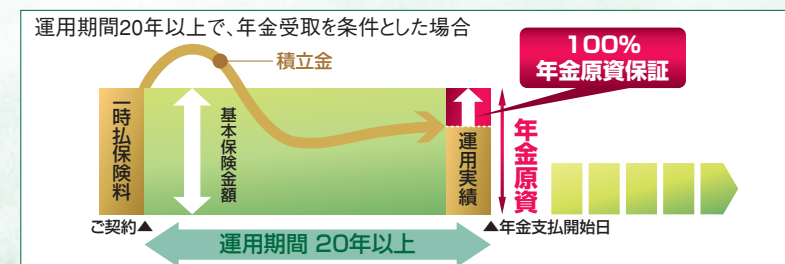
▶ 定額の年金保険への変更により、幅広いニーズに対応できます。 ... > 9,10ページをご覧ください。

**ご注意事項**

●定額の年金保険への変更、または即時の年金受取を選択した場合の年金原資には最低保証がありません。  
●ご契約日から経過年数7年以内に定額の年金保険へ変更した場合は、解約控除の対象となります。

## 運用期間が20年以上の場合、年金受取を条件に基本保険金額の100%を年金原資として最低保証します。

運用期間が10年以上20年未満の場合は、年金受取を条件に基本保険金額の80%を年金原資として最低保証します。



# 100%

年金原資保証

80% 運用期間10年以上20年未満の場合、80%年金原資保証

**ご注意事項** 次の場合は、運用期間に関わらず、年金原資の最低保証はありません。

- ①年金受取開始後に、保証期間(確定年金は年金受取期間)の残存期間に対する年金額の現価を一括で受け取る場合
- ②即時の年金受取を選択した場合



# あなたの積極的な資産形成を最低保証でサポートします。

運用期間  
**20年**  
以上なら

**100%**  
年金原資保証

**80%** 運用期間10年以上20年未満の場合、  
80%年金原資保証

※年金受取を条件とした場合 > 6ページをご覧ください。



## サードエイジをもっと輝かせるために…

チャレンジするあなたの大切な時代を、もっともっと素敵なものにするために、  
目標をしっかりと見据えたあなたの資産づくりを応援したい。  
マニライフ生命がそんな思いで導き出した答えが、はじめにしっかりお約束すること。  
「積極的に運用したいけど、年金だから減らせない」  
マニライフ生命は、あなたのそんな思いを真剣に考えました。



## マニライフ生命はお約束します。

より高い成果を目指して世界の株式や債券で積極的に運用します。にもかかわらず、  
**運用期間が20年以上の場合には、お受け取りいただける年金は基本保険金額の100%を年金原資として保証します。**  
マニライフ・ファイナンシャル社の変額年金ビジネスの経験とノウハウを結集させ、  
このような商品を誕生させました。  
「サードエイジをもっと輝かせたい」  
そんな思いに応えるのが、変額個人年金保険『マニハンドレッドGW』です。

### 年金受取方法は、あなたのライフプランにあわせてお選びいただけます。

▲ 将来お受け取りいただく年金額は、「年金支払開始日の前日の各特別勘定の積立金の合計額」または「年金原資の最低保証額」のいずれか大きい金額と年金支払開始日におけるマニライフ生命の定める基礎率等（予定利率、予定死亡率等）により計算されます。ご契約時には、将来受け取る年金額は定まっておりません。

#### 年金の受取方法

##### 1 確定年金（5年・10年・15年）

一定期間にわたって、年金をお受け取りいただけます。



##### 2 保証期間（10年・15年）付終身年金

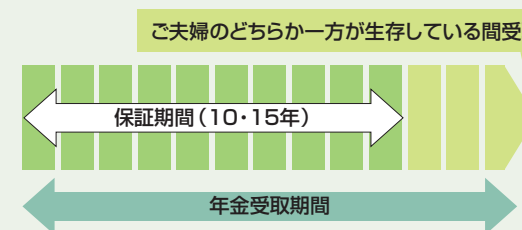
被保険者が生存されている間、生涯にわたって、年金をお受け取りいただけます。



##### 3 夫婦年金（受取方法は、2の保証期間付終身年金と同じです。）

ご夫婦のどちらかが生存されている間、年金をお受け取りいただけます。

※夫婦年金は、被保険者とその配偶者（被保険者と同一戸籍にその夫または妻として記載されている方）の年齢差が15歳以内であることを条件にお選びいただけます。



**【年金の一括受取】** 年金受取人の希望により、年金受取開始後に保証期間（確定年金は年金受取期間）の残存期間に対する年金額の現価を一括して受け取れます（この場合には、年金原資の最低保証はありません）。なお、保証期間付終身年金（夫婦年金を含む）を選択した場合、保証期間の残存期間に対する年金額の現価となります。その場合、年金の一括支払金額は、積立金額と比べて少ない金額となります。

#### 【被保険者が死亡された場合のお取扱いについて】

保証期間中（確定年金は年金受取期間中）に、被保険者（夫婦年金の場合はご夫婦の両方）が死亡されたときは、  
①保証期間（確定年金は年金受取期間）の残存期間に対する年金現価の受け取り ②年金の継続受け取り  
のいずれかをお選びいただけます。ただし、保証期間（確定年金は年金受取期間）の残りの期間が3年未満である場合は、年金の継続受け取りはできません。

#### 【指定代理請求特約】

- 年金受取人が被保険者の場合、ご契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。
- 年金受取人が年金を請求する意思表示ができない等の場合、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

#### 【後継年金受取人指定特約】

ご契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。



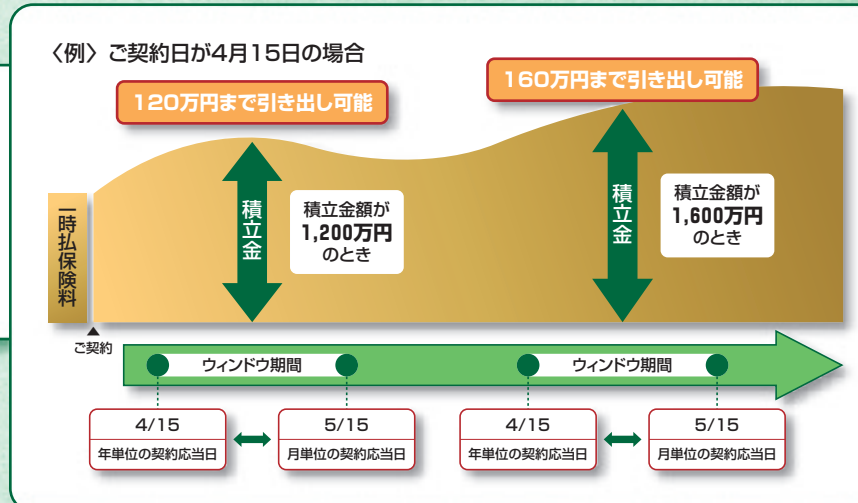
# 運用期間中でも、さまざまな資金ニーズに対応できる心強い機能です。

## 積立金の引き出し

### 1年後から

● **解約控除なしで積立金の引き出しができます。**  
 毎年、年単位の契約応当日から翌月の月単位の契約応当日までの期間(=ウィンドウ期間)は、解約控除なしで積立金の10%までを引き出すことができます。「毎年、積立金を引き出して使いたい」長期の運用でありながら、そのような短期的な資金ニーズにもお応えできます。マニュハンドレッドGWの大きな魅力です。

- ▲ 積立金の引き出しにあたっての注意事項
- ご契約日から経過年数7年以内に10%を超える引き出しを行う場合、10%を超えた部分は一部解約として解約控除がかかります。
  - 積立金の引き出しは、毎年のウィンドウ期間に1回限りとします。
  - 積立金の引き出しの結果、基本保険金額が50万円未満となる場合はお取り扱いできません。
  - 積立金の引き出しをした場合、積立金額および基本保険金額は減額され、その割合に応じて年金原資の最低保証額も減額されます。



# 100%

## 年金原資保証

※運用期間が20年以上の場合は、年金受取を条件に基本保険金額の100%を年金原資として最低保証します。

> 6ページをご覧ください。

ご加入

5年

10年

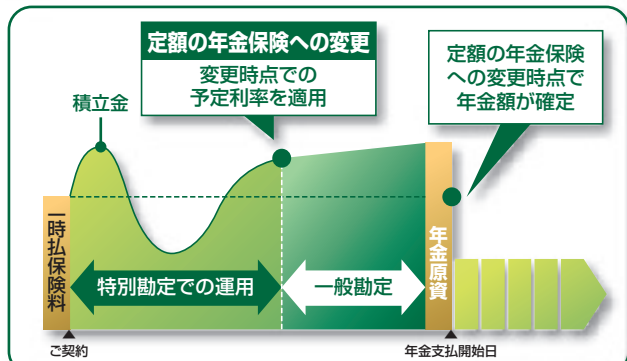
20年

## 定額の年金保険への変更

### 5年後から

● **定額の年金保険への変更ができます。**

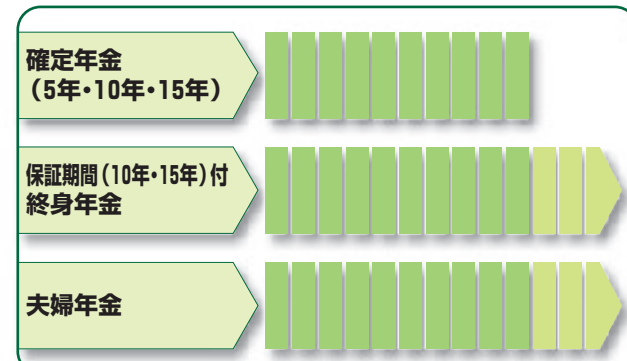
ご契約日から5年以上経過後は、運用期間中に限り、ご契約の全部または一部について定額の年金保険への変更(特別勘定からの移行)ができます。年金の種類・期間・年金支払開始日の変更は、変更時のお申し出により可能です。



### 10年後から

● **即時の年金受取が選択できます。**

ご契約日から10年以上経過後、当初の年金受取開始年齢に関わらず、ご契約の全部または一部をもとに、即時の年金受取を選択できます。



- ▲ 定額の年金保険への変更および即時の年金受取に関する注意事項
- 次の場合には、定額の年金保険への変更はお取り扱いできません。①変更した部分の年金額が5万円未満の場合 ● 年金額は、移行(変更)日の前日の解約返戻金額に基づき、移行日におけるマニライフ生には最低保証はありません。●ご契約日から経過年数7年以内に定額の年金保険へ変更した場合 ● 基本保険金額は減額され、その割合に応じて年金原資の最低保証額も減額されます。●変更時に利差配当を行います。●その他の詳細なお取り扱いにつきましては、「契約締結前交付書面(契

万円未満となる場合 ②ご契約の一部の変更により、元の契約の基本保険金額が50万円未満となる命の定める基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算します。なお、その際の解約返戻金額は、所定の解約控除がかかります。●ご契約の一部を変更した場合に、元の契約の積立金額および後は特別勘定による運用を行いません。また、特別勘定への復帰はできません。●変更後は5年ご約概要/注意喚起情報」「ご契約のしおり/約款/特別勘定のしおり」をご参照ください。

## 解約・一部解約のお取り扱いについて

運用期間中は、ご契約の解約・一部解約をお取り扱いします。この場合は所定の解約返戻金を受け取ることができます。

▲ご契約日から経過年数7年以内に解約された場合は、所定の解約控除がかかります。 > 21ページをご覧ください。



# リスクを抑えて、より高いリターンを目指す「成功の鍵」があります。



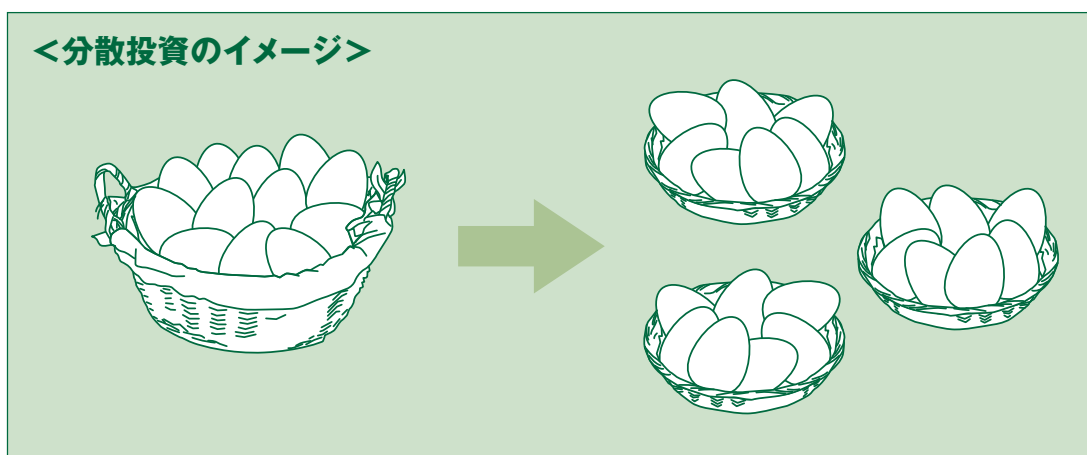
## 資産運用で大切なことは、「分散」することと、上手に「組み合わせる」こと

「ひとつの籠にすべての卵を盛るな」という格言があります。資産運用の世界では、株式や債券、国内資産や海外資産などに分散する「国際分散投資」がひとつのスタンダードとなっています。

そして、経済や市場の変動に対して異なる動きをする各資産を「どのように組み合わせるか」が、リスクを抑えて、より高いリターンを目指す「成功の鍵」なのです。

「分散」すること、そして上手に「組み合わせる」こと。

まずは、このことをご理解いただきたいと思います。



## だからこそ、プロフェッショナルなアドバイスが必要なのです。

それでは、あなたの投資スタイルにあった資産の組み合わせを、あなたご自身が行い、そして、常に注意深くチェックし続けることが可能でしょうか。おそらく、多くの人にとって、それは困難なことでしょう。

だからこそ、プロフェッショナルのノウハウを活用することが大切なのです。



## 資産運用のプロフェッショナルがあなたをしっかりとサポートします。

「マニハンドレッドGW」では、投資スタイルにあわせた5つの特別勘定をご用意しました。これらの特別勘定の運用には、「マニライフ生命」「日興アセットマネジメント」「日興グローバルラップ」の3社が持つプロフェッショナルなノウハウが活かされています。



### 日興グローバルラップ株式会社のご紹介

前身の旧「グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ」は1998年2月に設立された投資顧問会社で、1990年代に米国で急拡大した投資サービスである『投資信託ラップ』を日本で初めて導入しました。2006年12月、同社が旧「日興コーディアル・アドバイザーズ株式会社」と合併し、「日興グローバルラップ株式会社」として発足。資産配分の策定や、運用アドバイザーの評価・選定など、さまざまな資産運用サービスを提供しています。



# プロフェッショナルなノウハウが凝縮された特別勘定をご用意いたしました。



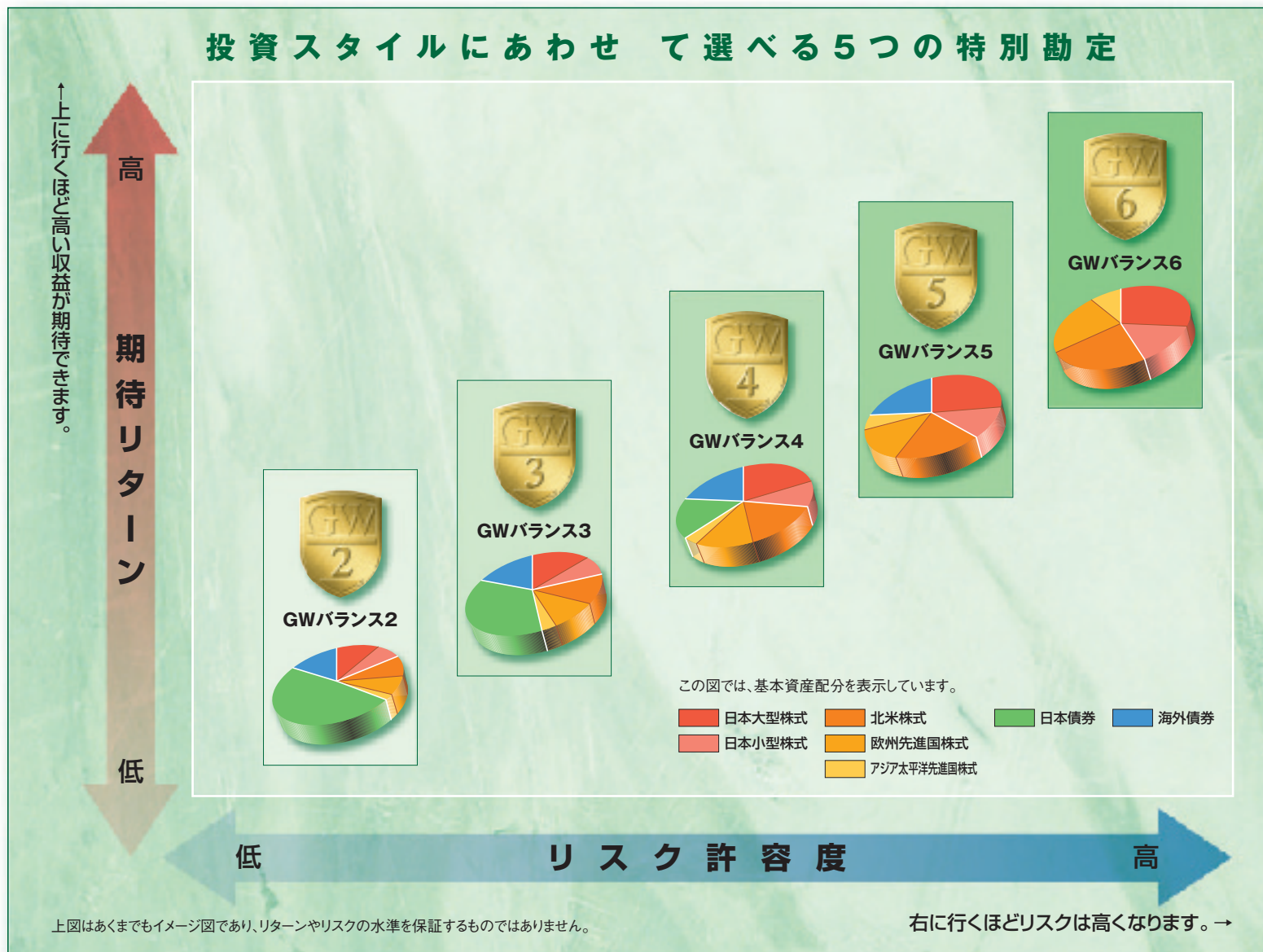
## Point 1

### 国際分散投資が手軽に行えます。

主な投資対象である「グローバル・ラップ・バランス」は、国内外の7つの資産(\*)に分散投資を行います。  
世界各国に幅広く分散した資産運用ができることも、プロフェッショナルに任せる大きなメリットです。

#### ※7つの資産

- 「日本大型株式」「日本小型株式」「北米株式」
- 「欧州先進国株式」「アジア太平洋先進国株式」
- 「日本債券」「海外債券」



## Point 3

### 資産配分は、プロフェッショナルなプロセスで行われます。

「運用アドバイザー」が担当するそれぞれの資産を、お客様の投資スタイルにあわせて最適に配分した、5つの特別勘定をご提供します。

「リスクを抑えながら、より高いリターンを目指す」

その「成功の鍵」はリスク・リターンを最適に組み合わせる、いわゆる「効率的な資産配分」にあります。ここでも、日興グローバルラップ株式会社によるプロフェッショナルな調査・分析ノウハウがご利用いただけます。



## Point 2

### 世界中の運用会社から厳選された「運用アドバイザー」。

「グローバル・ラップ・バランス」では7つの資産について、それぞれ運用能力に優れた「運用アドバイザー」を採用しています。

「運用アドバイザー」は日興グローバルラップ株式会社があなたに代わって厳しく調査・選定した運用会社です。さらに、日興グローバルラップ株式会社のプロフェッショナルな厳しい目で運用状況を継続的にモニターし、必要な場合には「運用アドバイザー」の交代を行います。

<p><b>日本大型株式</b></p> <p><b>JPMorgan</b> Asset Management <b>JPMorgan</b> アセット・マネジメント株式会社 世界最大級の総合金融サービスグループの資産運用会社</p>	<p><b>北米株式</b></p> <p><b>Capital Guardian</b> キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー 優れた調査力と独自の運用手法を持つ米国屈指の運用会社</p>	<p><b>日本債券</b></p> <p><b>中央三井アセット信託銀行</b> 株式会社 国内の年金運用でトップクラスの実績を誇る信託銀行</p>
<p><b>日本小型株式</b></p> <p><b>SPARK</b> スパークス・アセット・マネジメント株式会社 徹底した企業訪問調査に基づく投資を行う運用会社</p>	<p><b>欧州先進国株式</b></p> <p><b>UBS</b> Global Asset Management <b>UBS</b> グローバル・アセット・マネジメント スイス最大の銀行であるUBSグループの資産運用会社</p>	<p><b>海外債券</b></p> <p><b>PIMCO</b> パシフィック・インベストメント・マネージメント・カンパニー (PIMCO) 世界最大級を誇る債券運用専門の運用会社</p>
	<p><b>アジア太平洋先進国株式</b></p> <p><b>Schroders</b> シュローダー・インベストメント・マネージメント (シンガポール) リミテッド 英国最大級の資産運用グループのアジア拠点</p>	

※平成20年8月現在の運用アドバイザーです。運用アドバイザーは今後変更される場合があります。





# あなたの「今」と「これから」の投資スタイルに柔軟に対応できます。



## 特別勘定ラインナップ

「マニユハンドレッドGW」なら、お客様の投資スタイルやライフプランにあわせて、資産配分の異なる5つの特別勘定からお選びいただけます。なお、一時払保険料は、ご契約日よりご契約日を含めて8日目までに特別勘定へ繰り入れます。

特別勘定名	特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託 (運用会社)日興アセットマネジメント (運用助言)日興グローバルラップ株式会社			運用関係費*1 (年率)	保険関係費*2 (年率)	
		投資信託名	投資信託の基本資産配分	株式・債券比率			
GWバランス 2	日本を含む世界の株式・債券に分散投資。 債券比率をやや高めて安定した利息収入の確保を目指す一方、株式投資による長期的な元本の成長も図ります。	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	日本大型株式	12%	38%	1.176% (税抜1.12%)	2.22%
			日本小型株式	8%			
			北米株式	9%			
			欧州先進国株式	7%	62%		
			アジア太平洋先進国株式	2%			
			日本債券	49%			
海外債券	13%						
GWバランス 3	日本を含む世界の株式・債券に分散投資。 債券と株式にほぼ均等に配分することで、債券からの利息収入の確保と株式による元本の成長を同等に目指します。	グローバル・ラップ・バランス 成長型	日本大型株式	16%	48%	1.302% (税抜1.24%)	2.25%
			日本小型株式	9%			
			北米株式	11%			
			欧州先進国株式	9%	52%		
			アジア太平洋先進国株式	3%			
			日本債券	37%			
海外債券	15%						
GWバランス 4	日本を含む世界の株式・債券に分散投資。 株式比率をやや高めて長期的な元本の成長を目指す一方、債券からの安定した利息収入の確保も図ります。	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	日本大型株式	23%	65%	1.449% (税抜1.38%)	2.32%
			日本小型株式	10%			
			北米株式	15%			
			欧州先進国株式	13%	35%		
			アジア太平洋先進国株式	4%			
			日本債券	17%			
海外債券	18%						
GWバランス 5	日本を含む世界の株式・債券に分散投資。 主に株式へ投資して長期的な元本の成長を目指す一方、一部を債券にも投資して収益の安定化も図ります。	グローバル・ラップ・バランス 積極型	日本大型株式	29%	80%	1.617% (税抜1.54%)	2.35%
			日本小型株式	11%			
			北米株式	18%			
			欧州先進国株式	16%	20%		
			アジア太平洋先進国株式	6%			
			海外債券	20%			
GWバランス 6	日本を含む世界の株式に分散投資。 株式のみに投資し、長期的な元本の成長を積極的に目指します。	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	日本大型株式	32%	100%	1.7115% (税抜1.63%)	2.36%
			日本小型株式	13%			
			北米株式	24%			
			欧州先進国株式	23%			
			アジア太平洋先進国株式	8%			

\*1 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに、この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用など)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。記載の内容は信託報酬に関するものであり、特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に各年率の1/365を乗じた金額を、積立金から毎日控除します。

\*2 特別勘定の資産総額に各年率の1/365を乗じた金額を、積立金から毎日控除します。

※特別勘定の運用方針および主たる投資対象となる投資信託は、今後変更することがあります。

※上記の基本資産配分は、長期的な観点から策定しています(平成20年8月現在)。また、実際の運用にあたっては、基本資産配分をもとに中長期的な投資環境を加味して資産配分が決定されます。

※ご契約者は特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。

※各特別勘定の運用方針および運用実績などの詳細等については、「ご契約のしおり/約款/特別勘定のしおり」をご覧ください。



## スイッチングの活用により、「これから」の変化に柔軟に対応できます。

●ご契約後も運用期間中は、金融市場や投資スタイルの変化にあわせて、ご自身の判断で自由に積立金を移転(スイッチング)することができます。年12回までのスイッチングには手数料がかかりません。

※スイッチングの最低申出金額は1万円とし、1円単位または1%単位でスイッチングできます。ただし、特別勘定の積立金残高からスイッチング手数料を差し引いた金額が1万円未満となるときは、積立金全額をスイッチングの最低申出金額とします。



## 課税の繰り延べ効果があります。

●変額個人年金保険では、運用収益に対する課税は解約時や年金受取時まで発生しないため、複利の効果により効率的な運用成果が期待でき、運用期間が長期になればなるほど、その効果は大きくなります。積立金の移転(スイッチング)の際も、運用収益に対する課税は繰り延べされます。

「マニユハンドレッドGW」が  
あなたの資産形成を  
力強くサポート。  
サードエイジをあなたらしく  
素敵に生きるために  
「今」始めることが大切です。





# 大切なご家族のために・・・

## 「遺族年金特約」を付加することにより、

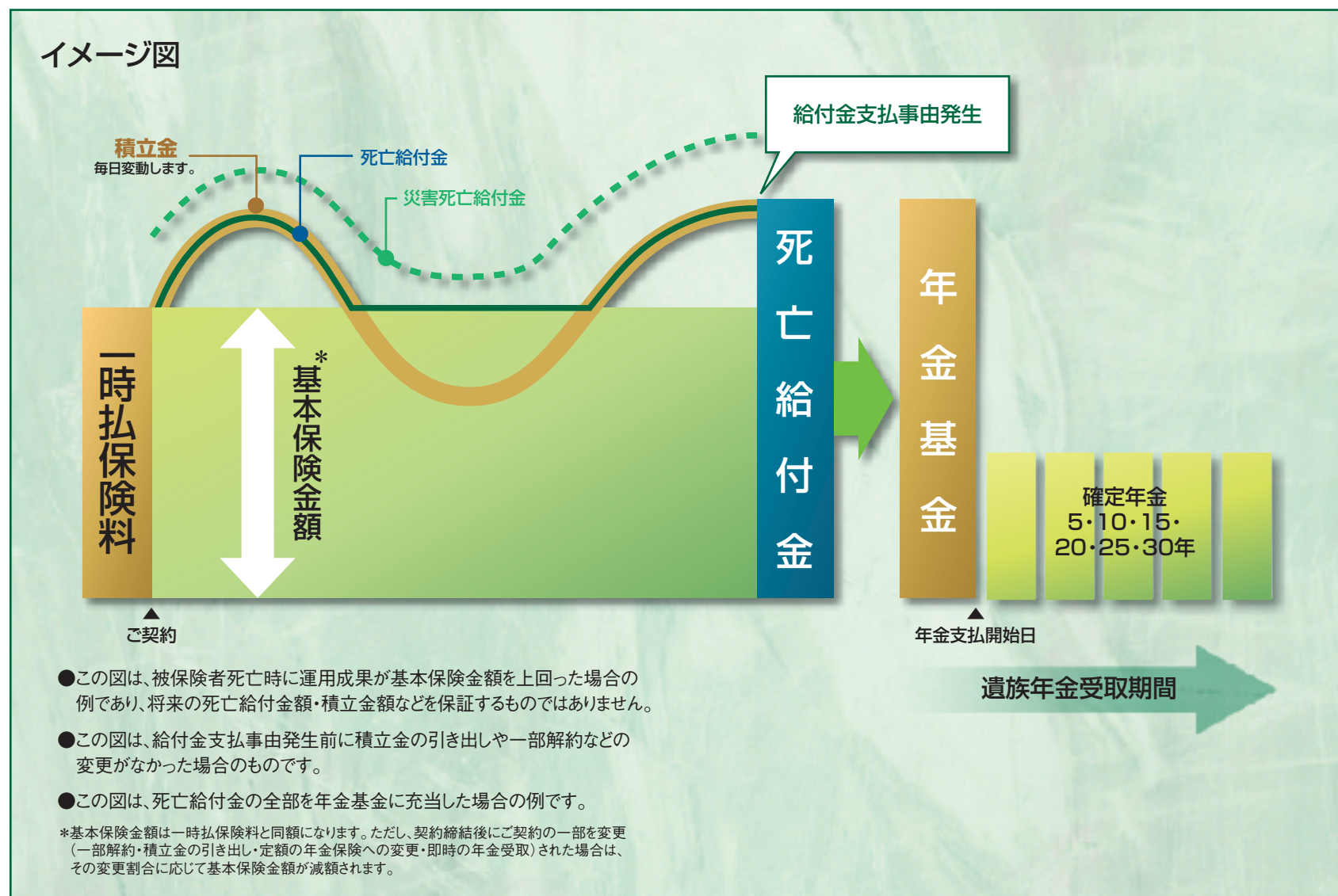
●運用期間中に被保険者が死亡された場合、死亡給付金受取人は一時金に代えて、(災害)死亡給付金の全部または一部を年金基金として、一定期間にわたって年金をお受け取りいただけます。

●年金種類は、確定年金(年金受取期間は5・10・15・20・25・30年のいずれか)です。

●運用期間中は別途費用はかかりません。

※この特約を付加した場合、年金支払開始日前に別途ご負担いただく費用はありません。

※遺族年金の年金支払開始日以後は、年金管理費(年金額の1%)を年金支払日にご負担いただけます。年金管理費は、責任準備金から差し引かれます。



## ●遺族年金特約を付加するには・・・

### 被保険者生存時

ご契約者のお申し出により付加できます。

### 被保険者死亡後 (災害)死亡給付金のお支払い前

死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。

▲(災害)死亡給付金が支払われた後に、この特約は付加できません。

●契約者と被保険者が同一人かつ死亡給付金受取人が相続人のご契約で、この特約を被保険者生存中に付加した際の、「遺族年金」「(災害)死亡給付金」の相続財産の評価額の算出方法は次のようになります。

「例:ご契約の全部を遺族年金で受取る場合」  
遺族年金は、「年金受給権の評価」<相続税法第24条>により計算します。  
その評価額と他の生命保険金を合算した金額に「保険金の非課税限度額」<相続税法第12条>が適用されます。

※上記ご契約例で被保険者が死亡された後(災害)死亡給付金が支払われる前)に付加した場合、「年金受給権の評価」<相続税法第24条>は適用されず、「保険金の非課税限度額」<相続税法第12条>が適用されます。

## 遺族年金特約 (変額個人年金保険用) に関する注意事項

●遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニユライフ生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算されます。

●遺族年金の年金額が5万円未満となる場合は、遺族年金のお取り扱いはできません。

●遺族年金の年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニユライフ生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算された年金基金を超える部分の年金基金については、当該部分を第1回の年金に合わせて一時金で年金受取人にお支払いします。

●その他の詳細やお取り扱いについては、「ご契約のしおり/約款/特別勘定のしおり」をご参照ください。

## 遺族年金特約 (変額個人年金保険用) の税 務上のお取り扱い

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	(災害)死亡給付金支払事由発生時の課税	遺族年金受取時の課税
本人	本人	相続人	年金受給権の評価<相続税法第24条>での評価額に対して相続税(非課税限度額<相続税法第12条>あり)	所得税(雑所得) + 住民税
本人	本人	相続人以外	年金受給権の評価<相続税法第24条>での評価額に対して相続税(非課税限度額<相続税法第12条>なし)	
本人	配偶者(子)	本人	なし	
本人	配偶者 子	子 配偶者	年金受給権の評価<相続税法第24条>での評価額に対して贈与税	

※被保険者死亡時に「年金受給権の評価<相続税法第24条>」が適用されるのは、被保険者生存中に遺族年金特約を付加した場合に限ります。

## ご参考 遺族年金特約 (変額個人年金保険用) にかかわる税務上のお取り扱い

### 相続税法第12条 「保険金の非課税限度額」について

死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱いとなります。「法定相続人」には、相続を放棄した人も含まれます。

### 相続税法第24条 「年金受給権の評価」について

年金受給権のうち、当該権利を取得したときにおいて年金給付事由が発生しているものについては、受け取る年金の種類に応じて評価します。

※遺族年金特約は確定年金のみのお取り扱いとなりますので右表の評価となります。

### ●確定年金の評価 (残存期間の年金総額×評価割合)

残存期間	評価割合
5年以下	70%
5年超10年以下	60%
10年超15年以下	50%
15年超25年以下	40%
25年超35年以下	30%
35年超	20%

ご契約から年金受取まで、充実したアフターサービスで、お客様の長期の資産づくりを確実にサポートします。



● 郵送で…

運用レポート

①年4回(3月・6月・9月・12月末)

四半期運用実績のお知らせ	ご契約内容、ご契約の現況などをご契約者に郵送します。
クォーターリーパフォーマンスレポート(四半期運用報告)	経済・市場概況および各特別勘定ごとの運用概況、組入銘柄などについてご契約者に郵送します。

②年1回(3月末)

特別勘定の決算内容のお知らせ	特別勘定の資産の内訳および運用実績などをご契約者に郵送します。
----------------	---------------------------------



● 電話で…

変額年金カスタマーセンター

月～金曜日 9時～17時までお問い合わせいただけます。  
(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)

**0120-925-008**

①各種お問い合わせ

ご自身のご契約内容や各特別勘定のユニットプライスの状況などのご質問、お問い合わせを受け付けております。

②各種お手続きに関する書類請求

下記のお手続きが生じましたら、上記変額年金カスタマーセンターに必要書類をご請求ください。

お手続き内容

- 積立金移転(スイッチング)
- 積立金の引き出し
- 解約・一部解約
- 特約付加
- 年金・給付金の請求
- 契約内容変更
- 住所変更
- 保険証券再発行
- 改姓・改名 など



● Webで…

ホームページ

URL <http://www.manulife.co.jp/>

当商品に関する最新情報やユニットプライス、クォーターリーパフォーマンスレポート(四半期運用報告)はホームページで随時ご確認いただけます。

支払保険料

一時払保険料	お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
--------	--

※個人年金保険料控除の対象外となりますので、ご注意ください。  
※一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

解約(差益のある場合)

年金種類	契約後5年以内の解約の場合	契約後5年超の解約の場合
確定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得) <sup>※1</sup> + 住民税
保証期間付終身年金	所得税(一時所得) <sup>※1</sup> + 住民税	

(災害)死亡給付金

契約例			課税の種類
契約者	被保険者	受取人	
本人	本人	相続人	相続税(非課税限度額あり) <sup>※2</sup>
本人	本人	相続人以外	相続税(非課税限度額なし)
本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得) <sup>※1</sup> + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

年金

年金種類	年金での受取り	年金の一括受取
確定年金	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) <sup>※1</sup> + 住民税
保証期間付終身年金(夫婦年金含む)		所得税(雑所得) + 住民税

※ご契約者と年金受取人が相違する場合、年金支払開始時に年金受給権の評価額に対して別途贈与税が課税されます。

一時所得について ※1

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱となります。  
50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

一時所得の課税対象額  
= {収入 - 必要経費(一時払保険料等) - 特別控除(50万円)} × 1/2

「保険金の非課税限度額」について ※2

死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して

「500万円×法定相続人数」が非課税扱となります。  
(相続税法第12条)

※法定相続人数には、相続を放棄した人も含まれます。

\* 税制については、平成20年8月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務などの詳細については税務署や税理士など、専門家にご確認ください。

## 諸費用およびご解約について

### ● 諸費用

#### 保険関係費と運用関係費 (すべてのご契約者にご負担いただく費用)

特別勘定での運用期間中は、毎日、次の費用(各年率に1/365を乗じた金額)を各特別勘定の積立金から控除します。

特別勘定名	GWバランス2	GWバランス3	GWバランス4	GWバランス5	GWバランス6
保険関係費	特別勘定の資産総額に対し				
	年率 <b>2.22%</b>	年率 <b>2.25%</b>	年率 <b>2.32%</b>	年率 <b>2.35%</b>	年率 <b>2.36%</b>
運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し(信託報酬*)				
	年率 <b>1.176%</b> (税抜:年率1.12%)	年率 <b>1.302%</b> (税抜:年率1.24%)	年率 <b>1.449%</b> (税抜:年率1.38%)	年率 <b>1.617%</b> (税抜:年率1.54%)	年率 <b>1.7115%</b> (税抜:年率1.63%)

※保険関係費…年金原資・基本保険金額を最低保証するための費用、災害死亡給付金を支払うための費用、ご契約の締結・維持などに必要な費用です。

※運用関係費…特別勘定の運用にかかわる費用で、特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬などが含まれます。当費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

※運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに、この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用など)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※ユニットプライスは、保険関係費、運用関係費を控除したうえで計算されます。

#### スイッチング手数料 (特定のご契約者にご負担いただく費用)

- 年間12回まではスイッチングが無料で行えます。
- 年間12回を超えるスイッチングに対しては、スイッチング手数料として1回の移転につき2,500円を移転元の積立金から控除します。
- ※年間とは、ご契約日または契約応当日から起算して1年間(1保険年度)にあたります。

#### 年金管理費 (年金支払中にすべてのご契約者にご負担いただく費用)

- 支払年金額(年額)の1%を、年金管理費として年金支払日に責任準備金から控除します。

#### 解約控除

- 解約計算基準日のご契約日から経過年数7年以内の場合、ご契約日からの年数に応じて解約控除がかかります。

$$\text{解約控除額} = \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率}$$

(解約に相当する部分)

ご契約日からの経過年数	1年以内*	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%

\*1年以内とは、特別勘定繰入日以降、ご契約日から1年後の契約応当日の前日までのことです。

### ● 解約・一部解約

#### 解約

運用期間中にご契約を解約して、解約返戻金を受け取れます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

#### 一部解約

運用期間中にご契約を一部解約して、解約返戻金を受け取れます。

- ※一部解約をする場合、積立金はすべての特別勘定から均等に減額されます。
- ※一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合は、一部解約をお取り扱いできません。
- ※一部解約をした場合、積立金額および基本保険金額は減額され、その割合に応じて給付金や年金原資の最低保証額も減額されます。

#### 解約返戻金

- 解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。解約返戻金には最低保証はありませんので、一時払保険料を下回る場合があります。
- 解約返戻金額は、解約計算基準日(マニライフ生命の当社がご請求を受付した日の翌営業日)における積立金額から上記の解約控除を差し引いた金額となります。ただし、ご契約日から経過年数7年を超える解約については、解約控除は適用されません。
- ※解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、一時払保険料と同額の解約返戻金をお支払いします(一部解約がなかった場合)。

## ご契約に際して

### ● 各種お取扱いについて

<b>保険料のお取扱い</b> ◆払込方法は、一時払のみとなります。	<b>200万円以上 1円単位</b> * 被保険者単位で最高5億円までです。 * 2件目以降の契約(契約者と被保険者が1件目と同一の契約)は、50万円以上から1円単位でお取扱いいたします。
<b>契約年齢</b> *1 ◆ご契約日における被保険者の契約年齢です。	<b>0歳～80歳</b>
<b>運用期間</b> ◆ご契約日から年金支払開始日の前日までの期間です。	被保険者の契約年齢により <b>10年～50年</b>
<b>年金支払開始年齢</b> (被保険者契約年齢 + 運用期間)	確定年金(5年・10年・15年) <b>10歳～90歳</b>
	保証期間(10年・15年)付終身年金 <b>50歳～90歳</b>
	夫婦年金(10年・15年)*2 <b>50歳～90歳</b>

※1 ご契約時の契約年齢は契約日における満年齢で計算し、1年未満の端数について6ヶ月以下のときは切り捨て、6ヶ月を超える場合は切り上げます。契約締結後の年齢は、ご契約時の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。例えば、50歳7ヶ月の場合は、契約年齢は51歳となります。

- ※2 ①年金受取時に選択できます。年金種類は保証期間付終身年金です。
- ②夫婦年金の対象となるご夫婦とは、被保険者と同一戸籍上にその夫または妻として記載されている方です。
- ③夫婦年金の対象となるご夫婦の年齢差は、15歳以内であることを要します。

#### 保障の責任開始期について

当保険では、お申込みいただいたご契約をマニライフ生命がお引き受けすると決定(=承諾)する前に、あらかじめ一時払保険料相当額をお預かりします。

マニライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した日にさかのぼり、ご契約上の責任を負い、この日を契約日とします。ご契約のお引き受けの承諾については、保険契約のお申込みと一時払保険料相当額のお払込みの両方をマニライフ生命の当社で受付けした日の翌営業日までにその諾否を決定します。

#### 特別勘定による運用の開始時期について

一時払保険料は、ご契約日よりご契約日を含めて**8日目**に特別勘定に繰り入れられ、運用が開始します。

#### 告知について

ご契約にあたっては、現在の職業などについて、ありのままを正しくお知らせください。

#### 年金種類・保証期間(年金受取期間)の変更について

所定の条件を満たす場合、以下の変更をすることができます。

- ①年金種類の変更
- ②保証期間(確定年金の場合は年金受取期間)の変更

#### 契約者配当金について

- ①運用期間中は、無配当です。
- ②年金受取期間中は、5年ごとに利差配当を行います。

#### その他

契約者貸付、年金受取開始日の変更、増額は、お取扱いできません。

#### クーリング・オフについて

クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。

- お申し込み後、ご納得いかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。
- ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除は、書面(封書)により上記の期間内(8日以内の消印有効)にマニライフ生命の当社宛まで、お申し出ください。